

議案第14号

財産を無償で貸し付けること（放牧場用地）について

次のとおり財産を無償で貸し付けることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和2年9月11日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 財産の内容

種 類	所 在 地	数 量
土 地	鳥取市河原町弓河内字兵円山404番9	4.5平方メートル

2 相手方

鳥取市幸町71番地

鳥 取 市

3 貸付期間

令和2年10月9日から令和7年3月31日まで

4 理 由

住民へ緊急情報を瞬時に伝達するための全国瞬時警報システム（Jアラート）の再送信局設備を設置する鳥取市に対して、設置の用に供する放牧場用地の一部を無償で貸し付けようとするものである。